

## プラッツ習志野・公民館・富士吉田青年の家の使用料改定について

### 1. 施設使用料の考え方

習志野市では施設を維持するためにかかる経費を施設利用者に負担(受益者負担)していただくという考え方のもと、施設の維持に係る経費を、施設の最大利用回数で割った金額を基に施設使用料を定めています。

「習志野市使用料・手数料の単価の積算基準」(平成31年1月改定)に基づき、対象経費(人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、施設管理費等)から原価計算を行い、適正な受益者負担を確保する観点から3年ごとに使用料を見直しています。

### 2. 施設使用料の積算の基本的な考え方(例:公民館)

①各施設の使用単位あたりの単価を計算します。

公民館の場合は1時間当たりの㎡単価を計算します。

中央公民館	4.44円(現行4.24円)
菊田公民館、実花公民館、袖ヶ浦公民館 谷津公民館、新習志野公民館	3.23円(現行3.13円)

②(1時間あたり㎡単価)×使用する部屋の面積(㎡)

= 1時間当たりの使用する部屋の料金 ※10円未満切り捨て

③使用区分(時間)に当てはめ積算

【例】菊田公民館会議室(49.89㎡)の午前(9時~12時)の使用料

(3.23円 × 46.89㎡ ÷ 150円) × 3h = 450円

※2つの部屋を同時に使用する場合は、使用するそれぞれの部屋の合計金額

### 3. 各施設の改定金額

資料2「使用料改定一覧」のとおり

※なお、以下2施設については、積算基準によらない使用料としています。

・No.41 中央公園体育館

本施設(バスケットコート換算1面)については、市内外の体育館との均衡を鑑み、東部体育館(バスケットコート換算2面)の1/2の使用料としました。

・No.43 中央公園テニスコート

市内の他テニスコートと同額の使用料としました。

### 4. 使用料の改定時期

令和7年4月1日利用分から新料金を適用します。